



平成30年5月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894

## 青少年指導員の皆様よろしくお願ひします

新年度が桜の開花とともに始まりました。昨年に引き続き指導員をお願いする皆様、本年度新たに指導員をお願いする皆様、平成30年度の街頭指導よろしくお願ひします。青少年相談センターは、「街頭パトロール」の腕章を巻いて大型店舗、駅、カラオケ店、ゲームセンターなどを巡回し「子ども達に声をかける」「見せるパトロール」を行うことによって、少しでも少年非行を抑止し、また子ども達に安心感を持ってもらうという気持ちで街頭パトロールを実施しています。

青少年指導員の活動を行うにあたって、特に注意していただきたい事について3点だけお願ひいたします。

1点目は、青少年指導員は、あくまでも教育委員会からの委嘱であり、警察官のように特別な権限を与えられたものではなく、相手方の了承を得て、任意で行う活動であることを常に念頭においていただき、相手の身体に触ったり、犯罪を迫りするような厳しい言葉や方法をとったり、喫煙少年の煙草を取り上げるなど、その言動が行き過ぎて批判されることがないように十分気をつけていただきたいと思ひます。

2点目は、対象少年から危害を受けたり、逃げ出した少年を無理に追いかけて、指導員、少年が交通事故にあうなどの事故防止に十分注意してください。

3点目は、少年指導の活動は、その性質上、個人の秘密に関することが多くあります。職務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らさないようにお願ひいたします。

以上、十分ご留意いただきたいと思ひます。



## スマホにフィルタリングを

「ネット依存」「ネットいじめ」「誘い出し・なりすまし」

「ネット詐欺」「児童ポルノ犯罪」「児童買春」

ネット上の危険から子どもを守ろう！

県教委の調査によりますと

県内の高校生99%

中学生60%

小学生39%

携帯電話を持っています。

**フィルタリング利用率 65.6%**

携帯電話でのインターネットによる有害情報を青少年に閲覧させないため、事業者等は、年齢を確認し、18歳未満が契約する際には、インターネットの危険性とフィルタリングサービスの説明が義務づけられていることから、フィルタリングサービスの利用を条件に携帯電話の提供をしなければなりません。

フィルタリングサービスを利用しない場合、保護者がサービスを希望しない旨の申出をして、理由を記載した書面を事業者等に提出しなければなりません。

警視庁のまとめでは、ネット上のやりとりをきっかけに児童売春や児童ポルノなどの犯罪に巻き込まれた子どもは、2016年には全国で1736人、8年前の2.2倍になりました。自宅から誘い出され監禁されたり、脅かされたりして裸の写真を送られる被害も増えています。

県は県内の小中学校を対象に、学校でフィルタリングの利用を呼びかけるチラシを配ったり、学校での講習会などを実施しています。

青少年インターネット環境整備法一部改正（平成30年2月1日施行）

三重県青少年健全育成条例一部改正（平成30年3月22日施行）

**保護者の責任 《ネット上の危険を見極めるのは大人でも難しい場合があるので、フィルターをかけて子どもを守ってください。》**

不審者事案が多く発生しています。気をつけてください。

4月17日、18日、19日に小俣地区で連続して児童が若い男から被害に遭う不審者事案が発生し、青少年相談センターも集中パトロールを実施しました。